

個人版事業承継税制の創設について 現行税制上の事業承継支援特例を踏まえた検討

高橋 宏和 (たかはし ひろかず)

高橋宏和会計事務所
公認会計士・税理士



4月号：大企業承継時代到来における資産・事業承継に向けた準備の必要性

6月号：次世代経営者への承継を支援する税制措置の創設・拡充の概要について

8月号：事業承継計画の必要性と親族内承継における課題の検討

10月号：所有と経営の一致と親族外事業承継における課題の検討

12月号：事業承継税制を適材適所で活用する方策と課題の検討

これまで主に法人経営における事業承継の課題と事業承継税制の活用にあたっての留意点について理解を深めてきました。今回は、平成30年12月14日に公表された平成31年度税制改正大綱の中で、個人事業における事業承継税制創設の概要が示されたことに伴い、個人事業における事業承継の内容と現行税制における事業承継を支援する特例措置について、農地に係る納税猶予特例や医業・商工業にも活用可能な特例制度について理解を深めたいと思います。

〔質問1〕

個人事業を次世代に承継しようとする場合にどのような手続きが必要となり、税務上どのような取扱いがなされるものなのか教えて下さい。

〔回答〕

個人事業主とは、法人としてではなく事業を営

んでいる者の総称です。税務署長に開業届を提出し、毎年の事業に関する所得を確定申告している人は全て個人事業主であると言えます。銀行業等のように法人でなければ開業できないことが法律により定められていない限りは誰でも個人事業を始めることができます。このため伝統的な産業で言えば農業や町工場、町内の商店・飲食

店等様々な事業が個人事業主によって経営されています。また、昨今では働き方改革の一環としてサラリーマンの副業が推奨されており、IT技術の発展もあって、プログラマーやデザイナーやユーチューバー等といったソフト産業でも個人事業主が増えており、総務省の統計によれば200万人以上の個人事業主が存在していると言われています。

個人事業を次世代に引き継ぐ場合、一般的には子が親と同種の事業の開業届を税務署に提出し、親が廃業届を提出することで完了します。この場合、親と子は別々に開業するわけですから、事業の遂行に必要な行政関連の許可等については子において新たに行う必要があり、事業に必要な資産及び負債は、親から子へ売買や贈与若しくは相続により移転します。資産の移転については、売買の場合には所得税の申告納税により、贈与の場合には贈与税の申告納税により、相続に伴う資産の移転の場合には相続税の申告納税手続きを経て事業承継されることとなります。このため、事業遂行上必要な資産として土地や建物等の不動産がある場合や、医療機器や機械装置等の高価な動産がある場合には、いかに適正な税負担で事業用資産を承継するかが重要な課題となります。

〔質問2〕

個人事業が農業であった場合の事業承継において活用できる現行税制上の贈与税の特例措置について教えて下さい。

〔回答〕

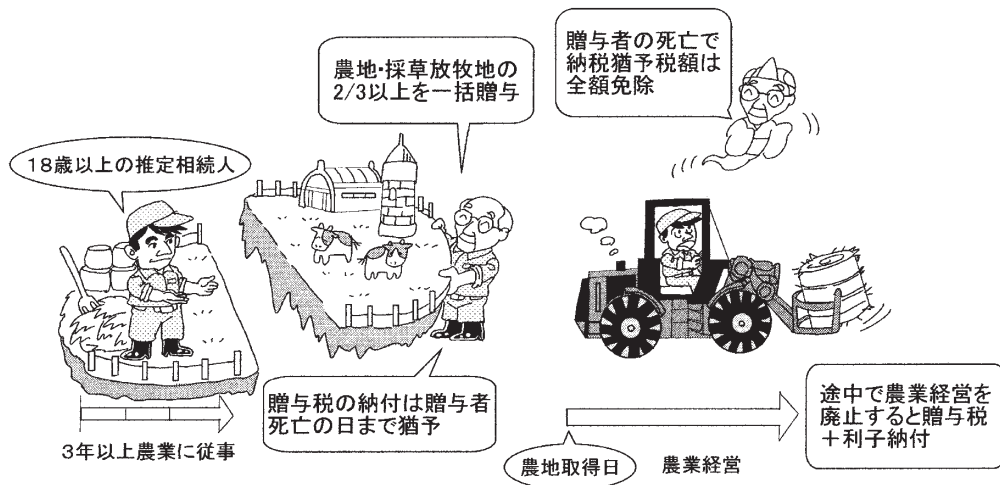
農業の事業承継を支援する税制としては、昭和39年に、農業基本法の趣旨である農業経営の近代化に資するため、均分相続による農地の細分化防止と農業後継者の育成を税制面から助成すること

を目的として、贈与税の納税猶予制度が設けられています。これにより、一定の要件を満たす農地・採草放牧地及び準農地（以下農地等という）の贈与について、贈与を受ける者（受贈者）が納めるべき贈与税額の納税が、贈与する者（贈与者）の死亡の日まで猶予されることとなります。この納税猶予制度の要件を要約すると表①の通りです。

【表① 農地等に対する贈与税の納税猶予制度の適用要件】

項目	要件
贈与者	<ul style="list-style-type: none"> 贈与の日まで引き続き3年以上農業を営んでいた者であること 過去に推定相続人に対して相続時精算課税の適用を受けた農地の贈与を行っていないこと
受贈者	<ul style="list-style-type: none"> 贈与者の推定相続人の一人であること 年齢が18歳以上であること 贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していた者であること 贈与により農地等を取得した日後速やかに農業経営を行うと認められること 以上の点を農業委員会が証明した者であること
贈与対象農地等	<ul style="list-style-type: none"> 農業の用に供している農地（一定の市街化区域内の農地等を除く）の全部、採草放牧地（一定の市街化区域内の農地等を除く）の面積の3分の2以上及び準農地の面積の3分の2以上を一括して贈与すること
手続き	<ul style="list-style-type: none"> 贈与税の申告期限内に納税猶予の特例を受ける旨記載した申告書の提出 申告書に農業を継続している旨の農業委員会の証明書の添付 贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続きこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（継続届出書）の提出
提供担保	<ul style="list-style-type: none"> 納税猶予額に見合う担保を提供すること

以上の要件を満たした農地の贈与について納税猶予の特例を受けている場合、贈与者又は受贈者



の死亡の日前に受贈者が贈与を受けた農地等の譲渡や転用を行った場合や、農業経営を廃止した場合等の様に一定の事由に該当することとなった場合は、猶予を受けていた贈与税額について利子税とともに納付が必要となるので注意が必要です。また、農地等の贈与者が死亡した場合には、納税猶予を受けていた税額は全額免除されますが、当該農地等については贈与者の死亡の日時点での評価額によって贈与者の相続財産の評価額に算入され、相続税の課税対象となります。ただし、この場合の相続税の課税についても現行税制上納税猶予の特例措置が設けられています。

価（宅地化期待益）されるようになり、多額の相続税が課税されることにより、農地を処分して納税せざるを得ない状況も考えられることから、農地を相続し農業経営を継続する相続人については、農地の価額のうち宅地化期待益部分に対応する納税を猶予する制度として創設されました。

この特例により、農業を営んでいた被相続人から相続又は遺贈によって一定の農地等を取得した相続人が、農地等を引き続き農業の用に供していく場合には、農地等の価額のうち、農業投資価額を超える部分に対応する相続税について一定の要件の下、納税が猶予されます。この納税猶予制度の要件を要約すると表②の通りです。

【質問3】

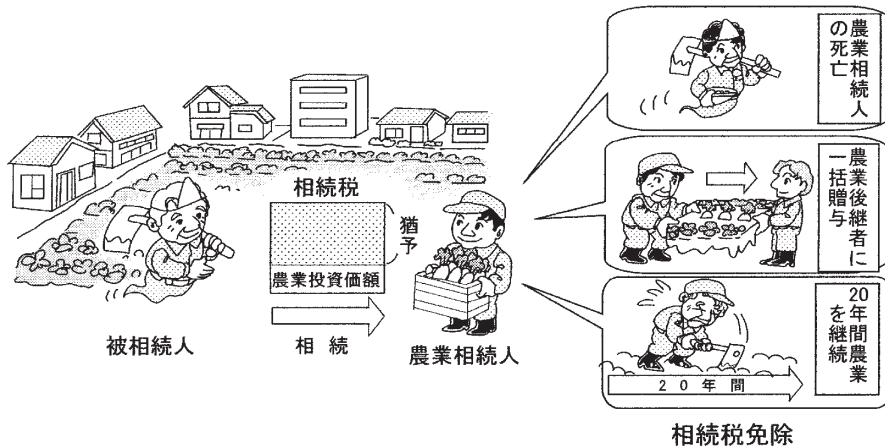
個人事業主が農業者であった場合の事業承継において活用できる現行税制上の相続税の特例措置について教えてください。

【回答】

農業の事業承継を支援する税制特例として、昭和50年に相続税の納税猶予制度が設けられています。この特例は、市街地周辺の農地について、宅地化の進展により将来宅地として売却すれば高く売れるとの潜在的期待益部分が含まれた価額で評

【表② 農地等に対する相続税の納税猶予制度の適用要件】

項目	要件
被相続人	<ul style="list-style-type: none"> 死亡の日まで特例の適用を受けようとする農地で農業を営んでいた者若しくは農地等に対する贈与税の納税猶予の特例を受ける贈与をした者
農業相続人	<ul style="list-style-type: none"> 相続又は遺贈により取得した農地等で相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者又は農地等の生前一括贈与を受けた者で一定の要件を満たす者でありこれらを農業委員会が証明した者



項目	要件
農地等相続対象	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人から相続又は遺贈により取得した農地等又は贈与税の納税猶予の特例に係る農地等で相続又は遺贈により取得したとみなされたもの
手続き	<ul style="list-style-type: none"> 相続税の申告期限内に納税猶予の特例を受ける旨記載した申告書の提出 申告書に納税猶予の適格者である旨の農業委員会の証明書の添付 相続税の申告期限から3年目ごとに、引き続きこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（継続届出書）の提出
提供担保	<ul style="list-style-type: none"> 納税猶予額に見合う担保を提供すること

以上の要件を満たした農地の相続について納税猶予の特例を受けている場合、相続人が特例の対象農地等の譲渡や転用を行った場合、農業経営を廃止した場合等の様に、一定の事由に該当することとなった場合は猶予を受けていた相続税額について利子税とともに納付が必要となるので注意が必要です。ただし、以下①～③のいずれか早い日まで納税が猶予された相続税は原則として免除されます。

- ① 農業相続人の死亡
- ② 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を

経過（20年間農業経営を継続する）

- ③ 特例農地等を農業後継者に生前一括贈与（農地等に対する贈与税の納税猶予制度の適用）する場合、その贈与の日

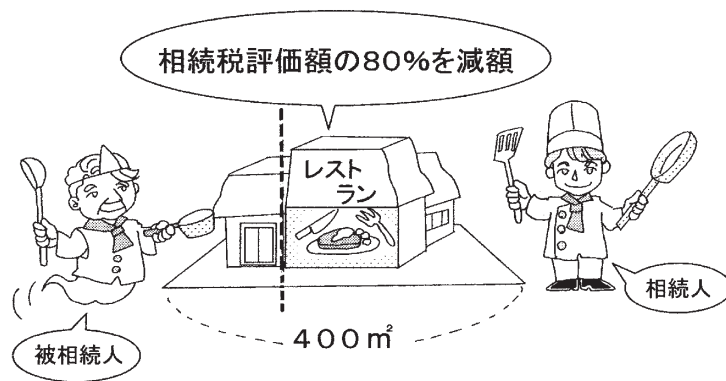
以上のように結果的には、贈与税の納税猶予と相続税の納税猶予制度を連続して適用することで、農業経営を継続する限り贈与税と相続税がいずれも免除されることになります。

〔質問4〕

個人事業が農業以外の商工業等である場合の事業承継において活用できる相続税における現行税制上の特例措置について教えてください。

〔回答〕

農業及び林業並びに医業を除く一般の商工業等においては、贈与税や相続税に係る納税猶予の特例は現行税制の下では存在しません。この、個人事業主が死亡した場合の相続税の申告納税においては、特定の要件を満たす事業用の土地（宅地）が相続財産となる場合において、課税価額を軽減する特例（小規模宅地の特例という）が活用できます。この特例について概要を要約すると表③の通りです。



【表③ 小規模宅地の特例（被相続人の事業の用に供されていた宅地等）の概要及び要件】

項目	特例の概要及び要件
面積限度	・400㎡まで（他の小規模宅地の特例と併用する場合には別途計算による）
課税評価額の減額効果	・対象宅地の評価において相続税評価額の80%を減額する
事業の種類等の要件	・貸付事業（「不動産貸付業」「駐車場業」「自転車駐車場業」及び事業と称するに至らない不動産の貸付等）以外の事業であること
宅地の要件	・相続開始の直前において被相続人の事業の用に供されていた宅地であること
相続人の要件	・その宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を相続税の申告期限までに引き継ぎ、かつ、その申告期限までその事業を営んでいること ・その宅地等を相続税の申告期限まで継続して保有していること
手続き	・小規模宅地の特例を受ける旨記載し、計算の明細書を添付した相続税の申告書を期限内に申告 ・相続税の申告書に遺産分割協議書の写し等を添付

これは、貸付事業以外の幅広い業種の個人事業に適用可能であり、宅地の評価額が80%減額できることは相続税の軽減効果も大きいので、相続税の申告納税には積極的に活用されている現行の事業承継制度と言えるでしょう。

以上、我が国の個人事業に係る事業承継につい

ては、農業を中心とした支援のための税制上の特例措置として運用されてきました。しかし、その支援制度の内容は農地や事業用の宅地といった、主に土地の承継に限定されたものとなっており、個人事業の継続には建物・機械装置等の償却資産や運転資金としての金融資産も不可欠であることを考えたとき、現行税制上十分な事業承継支援がなされているとは必ずしも言えない現状にあります。

そこで今般、平成31年度税制改正大綱で示された「個人版事業承継税制の概要」によれば、10年間の限定措置として、事業用の土地建物及び減価償却資産について、一定の要件を満たし計画的に手続きを進めることで100%納税猶予の対象となる可能性がでてきました。さらに、個人事業者の業種については、青色申告の承認を受けている者であれば医業や農業など、幅広い業種で適用が受けられるようです。（ただし、不動産貸付業等は除かれます）。

今後は個人事業における事業遂行に必要な資産を明らかにすることにより、事業承継に伴って生じる贈与税や相続税のシミュレーションを交えて事業の承継計画を立案検討するうえで、個人版事業承継税制の適用も検討していくことが重要となるでしょう。